

学術研究に関する倫理規程

令和5年2月25日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第4条に定める事業のうち、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）の会員が行う診療放射線学及び診療放射線技術の向上発展に資する活動の諸行為についての倫理に関して行動規範を示し、適正を期することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会における診療放射線技術の向上に資する活動に関連した倫理における次の事項に適用する。

- (1)「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(以下、「倫理指針」という。)の適用範囲である研究、および倫理指針適用外であっても本規程の適用となる研究・報告
- (2) 会誌への投稿および学術大会における発表
- (3) 診療放射線技術の向上に資する活動と関連した不正行為への対応
- (4) 診療放射線技術の向上に資する活動と関連した利益相反の管理
- (5) 倫理に関する各委員会の担務と連携
- (6) その他、教育、広報、他団体との連携

2 この規程は、会員に関わらず当該事業に参加する者すべてに適用する。

(会員としての責務)

第3条 会員は、すべての人間の基本的権利を認め、適正に学術研究および学会活動を行う。

- 2 会員は、あらゆる場合において、研究対象者等の生命、健康、プライバシーおよび尊厳を守らなくてはならない。
- 3 会員は、人間以外の動物も含めたすべての生命の尊さを認め、環境や未来世代への影響も配慮し、診療放射線技術学の向上とそれに関連する諸活動にたずさわる。
- 4 会員は、自らの研究・診療実践の活動が個人や社会に対して影響のあることを自覚し、自らの活動は不特定多数の個人または社会の利益向上に貢献することを目指すものとする。
- 5 会員は、倫理指針の適用範囲である研究を実施する場合には、個人情報保護に留意し、研究の対象となる人からインフォームド・コンセントを受ける等、適用される規則等に従い、必要に応じて事前に倫理審査委員会の承認および研究機関の長の許可を得なければならない。

第2章 細則

(診療放射線技術の向上に資する活動における倫理)

第4条 診療放射線技術の向上に資する活動には、研究と報告が含まれる。報告は研究目的

ではない医療の一環とみなされるもので、倫理指針対象外とする。

- 2 会員は、放射線を専門に取り扱う者として、本規程第3条(会員としての責務)に基づいて行動しなければならない。
- 3 会員は、研究対象者に対して、許容範囲を超える放射線被ばく、苦痛の範囲が社会的な許容範囲を超える肉体的・精神的苦痛を伴う行為、および医学的妥当性が認められない不必要な薬剤投与等の侵襲的な行為を行ってはならない。
- 4 前項の許容範囲などについては、倫理指針等の規則が定める倫理審査委員会等で判断するものとするが、この判断が本会の観点から問題があると考えられる場合には、登録演題や投稿論文に対する本会の手順に基づく審査を行い、その審査結果を受けた対応が求められる場合がある。なお、放射線被ばくの許容範囲に関しては、ICRP Publication 62などを参考にする。
- 5 会員は、観察者実験を実施する場合には、観察者が倫理指針における研究対象者に該当しない場合であっても、不利益を被らないよう配慮することを説明し、同意を得るとともに、発表時の個人情報保護に留意しなければならない。

(発表倫理の原則)

- 第5条 発表者、査読者、学術大会または会誌を運営する者は、発表内容における著者資格の適切性、正確性、明確性、再現性、偏りのない公正性の確保のため、国際的または国内的に標準とされる基準を遵守しなければならない。
- 2 会員は、本会への論文投稿や演題登録にあたり、本規程を遵守するとともに、求められる申告を事実に基づき正しく行わなければならない。また、審査の段階で問い合わせがあった場合には、誠実に対応しなければならない。
 - 3 会員は、研究の立案・計画・実施・報告などの過程において、研究データの記録保持や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用、許容されない重複発表などの不正行為を行ってはならず、またそのような行為に加担してはならない。
 - 4 会員は、前項に示すような行為を発見した場合には、遅滞なく会長に報告しなければならない。

(利益相反)

- 第6条 会員は、「厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest:COI) の管理に関する指針」(厚生労働省,平成20年3月発行,平成30年6月一部改正)および「日本医学会 COI 管理ガイドライン 2022」(日本医学会利益相反委員会 2022年3月)に準拠し、研究の公正性、信頼性を確保するために、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)について適正に対応する必要がある。
- 2 利益相反とは、経済的な利害関係等によって、研究・報告で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念される事態をいう。
 - 3 会員は、研究・報告を行う場合に企業等から金銭・物品・株式等の供与を受けるときは、それを公開しなければならない。

- 4 会員は、科学的中立性が損なわれる可能性がある場合は、企業名や、特定の企業を同定できる語句を研究のテーマや、学術発表のタイトルに含めてはならない。
- 5 研究実施における利益相反の審査は学術教育委員会、演題応募における利益相反の審査は学術大会運営委員会、論文投稿における利益相反の審査は編集委員会が行う。

(各委員会の担務と連携)

第7条 委員会設置および運営に関する規程に基づく、倫理に関する各委員会の担務と連携は次の通りとする。

(1) 倫理委員会

本会の論文審査もしくは学術大会等の演題審査において倫理指針関連の疑義が生じた場合、学術教育委員会と協同して編集委員会、学術大会運営委員会の依頼に応じて審議を行う。また、会員(委員会活動その他の学会活動を含む)や市民からの倫理に関する相談に対応する。なお、委員会で対応が難しい案件において、倫理指針関連の解釈に関する審議や不正に関することは理事会に諮る。

(2) 学術教育委員会

本会の論文等審査もしくは学術大会等の演題審査において倫理指針関連の疑義が生じた場合、倫理委員会と協同して学術大会運営委員会や編集委員会の依頼に応じて審議を行う。

(3) 学術大会運営委員会

会員からの演題応募において、研究倫理に関する疑義が生じた場合には、倫理委員会および学術教育委員会に問い合わせ、解決を図る。

(4) 編集委員会

会員からの論文投稿において、研究倫理に関する疑義が生じた場合には、倫理委員会および学術教育委員会に問い合わせを行い、解決を図る。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

1 この規程は、令和5年2月25日から施行する。